

西東京市選挙管理委員会決定に対する審査の申立て

- 令和3年2月7日執行の西東京市長選挙の効力に関する異議 -

2021年4月21日

東京都選挙管理委員会 御中

審査申立人

山口あずさ(総代)	木村聡志	星公一郎
星出卓也(総代)	久保田恵美子	堀本泰弘
増田恵津子(総代)	齊藤光信	村瀬敬子
安孫子誠也	田巻則之	森輝雄
阿部聡子	坪井照子	山路満
伊藤康子	中川航一	山田眞
鍵山直人	中村雅実	渡邊昇
粕谷力	並木和子	他 計85名

1. 処分の概要

令和3年3月22日に提起した、同年2月7日執行の西東京市長選挙（以下、「本件選挙」という。）の効力に関する異議申出につき、西東京市選挙管理委員会（以下、「本件処分庁」または「本件選挙管理委員会」という。）は、本件異議申出を棄却した。

1. 審査の申立ての趣旨

審査申立人らは、本件処分庁による2西選第732号の決定（以下、「本件決定」という。）に不服があるので、公職選挙法第202条第1項に基づき審査を申し立てる。

3. 審査の申立ての理由
本件決定には、公職選挙法（以下、「法」という。）の解釈を誤った違法がある。以下に、その理由を述べる。

3-1 本件選挙の概要

(1) 2021年（令和3年）1月31日告示、2月7日開票の本件選挙において、池澤たかし（以下、「池澤候補」という。）、平井竜一（以下、「平井候補」という。）、保谷美智夫の3名が立候補した。

(2) 池澤候補は、前西東京市副市長であり、選挙期間において、「前副市長」という呼称は、明らかに、選挙人に対し池澤候補を類推させた。

(3) 平井候補は、前逗子市長であり、選挙期間において、「逗子」という地名の使用は、明らかに、平井候補を類推させた。

(4) 本件選挙において、池澤候補の確認団体であった「明日の西東京を創る会」は、表面に「新しい市長には前副市長を」と裏面に政策が記載された法定ビラ第1号（以下、「法定1号ビラ」という。）（甲第9号証）を作成した。また、「明日の西東京を創る会」は、法定ビラ第2号（以下、「法定2号ビラ」という。）（甲第10号証）を作成し、表面に「逗子での失敗の

リベンジは返子でやってください。ここは西東京市です。」と記載し、裏面には最上部に「これら返子市に関する記事は、新聞及び公的文書です。」との記載がなされていた。この法定2号ビラは、平井候補の返子市政の失敗を強く印象づける悪しき意図を持って、神奈川新聞等の記事の引用が7つ（原典につき、甲第2ないし8号証）配置され、また、下段には、「西東京市のまちづくりは、西東京市民の手で！共産・左翼に市政を渡すな！！」と記載され、かつ、注意書きとして「※特定候補者の氏名または氏名を類推される事項は公職選挙法で禁じられているため、氏名など一部削除しています。」「※文中の赤字は制作者によるものです。」と記載されていた。

(5) (4) 記載の事項のとおり、法定2号ビラは、平井候補を市長に当選させない目的をもって、平井候補に関し、虚偽の事項と事実をゆがめた事項を掲載したものであった。

(6) 「明日の西東京を創る会」は、同会作成の両法定ビラを本件選挙管理委員会に届け出、選挙期間中の最終段階において、西東京市全域に各戸配布するとともに、選挙戦最終日の2月6日に朝日新聞等に折り込み配布し、西東京市の選挙人に対して公にしたのである。

(7) 2月7日の開票の結果

池澤たかし	34,299票
平井竜一	32,785票
保谷美智夫	3,256票

となり、池澤候補は、1,514票差で次点の平井候補をかわし当選を果たした。

3-2 本件処分庁の法解釈とその誤謬性

(1) 本件処分庁は、本件決定の理由として、法第205条第1項について、その要件の有無について検討するとし、複数の判例を提示した上で、「選挙の規定に違反することがあるとき」に該当しないとし、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」の有無を判断するまでもないと述べる。

(2) しかしながら、本件処分庁の法第205条第1項の解釈に係る論理構造は、本件申出を棄却するという結論を大前提として据えた上で、都合の悪いこと、すなわち「選挙の結果に異動を及ぼす虞」の解釈を行うことから逃げたと言わざるを得ない。なお、本件申出の際に、申立人らは本件処分庁の選挙の管理執行上の瑕疵を論難するということをしていない。申立人らは、申出に際し提出した書面の4頁3行目において、下記のように記載している。

憲法21条に「検閲は、これをしてはならない。」とある以上、選挙管理委員会、は、形式的な要件は確認するとしても、この文言が適法かどうかについて事前には判断しないと考えられる。したがって、ビラ2号について本件選挙管理委員会が発行を禁止しなかったのは、適正な業務処理であったと考えられる。そうであるからこそ、このような選挙の

公正を害するビラが配布された場合は、事後的に、その違法を検証しなければならないのである。（「令和3年2月7日 西東京市長選挙の効力に関する異議申し立て」p. 4, 3行目）

（3）本件処分庁の「当委員会が本件団体による本件ビラの届出に際し、その記載内容について修正等を求めなかったことは、本件ビラが法の定める形式的要件を満たしている以上、適法であり、この他に当委員会の選挙管理執行について、明文の規定に違反した事実は認められない」という言い訳は、いかなる目的のためになされているのかが判別できず当惑するばかりである。本件処分庁は、届出制であるので審査しないからこそ、事後的な検証が必要であるとの申立人ら主張に対し何ら応えようとせず、単に責任を逃れるがための言い訳を羅列するに止まるのである。本件処分庁には、公職選挙法の理念に基づいて職責を果たすという気概も責任感も皆無であると言わざるを得ない。

3-3 折り込まれた本件ビラの本件選挙に及ぼす影響の重大性

（1）加えて、申立人らが手分けして西東京市内の新聞販売店に電話で問合せ、各販売店から新聞折込みに関する回答を得た（甲第22号証）努力を逆手に取って、本件処分庁は、「100, 213世帯に対し、西東京市内の新聞販売店において新聞に折り込まれた本件ビラの枚数は合計で28,900枚であるとのことであり、このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない。」と断じている。

（2）ちなみに、その後の申立人らによる情報収集により、この新聞折込みは、株式会社朝日オリコミが「明日の西東京を創る会」から請負い、各新聞販売店に折込みを依頼したことが判明した。朝日オリコミに確認したところ、新聞折込みは総計37,000部とのことであり、総世帯数の3分の1を優に超えている。

簡単な計算をすればわかることであるが、新聞折込み数37,000枚は令和3年2月1日現在の西東京市の世帯数（100, 213世帯）に対し、その約37%に及ぶ。これを人口に直すと、同日現在の西東京市の人口（205, 980名）の37%は、76, 051名であり、市長選当日の有権者数は168, 858名であり、人口の約82%であるから、76, 051名の82%が有権者であったと考えられ、62, 345名の有権者に対し、新聞折込みの形で届けられていることになる。この数字は、当日有権者の約37%となる。新聞折込みがなされた世帯数の37%という数字は、結局のところ有権者の37%を意味するのである。本件選挙の投票率が42.23%であったことを勘案すると、新聞折込みの数だけを勘案しても、多大な影響があったと言わざるを得ない。一般に、新聞の購読者は購読していない人よりも社会への関心が高く、投票所に足を運ぶ人も多いと考えられるのであるから、選挙地域内の選挙人全般に影響し、自由な判断による投票を妨げた特段の事情があったと認めざるを得ないはずである。

(3) 加えて、新聞折込みとは別に、郵便受けに直接ポスティングがなされているのである。本件処分庁は「新聞に折り込まれた本件ビラの数合計で28,900枚であるとのことであり、このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき証拠となる事実はみとめられない。」と厚顔にも主張しているが、申立人らは、それぞれ法定2号ビラを自宅で受け取っているのであり、選挙人山口あずさは2月5日にFacebookで法定ビラ2号の存在を知り(甲第1号証)、翌日、自宅の郵便受けに法定1号ビラと2号ビラと一緒に投函されているのを発見している。他の申立人らの証言は甲第23号証として提出する。

(4) なお、令和3年3月22日に令和2年度第20回西東京市選挙管理委員会が行われており、その会議録がネット上で公開され、そこに「明日の西東京を創る会」代表、指田純氏にあてた物件の提出について(依頼)という書面が含まれていることに、申立人らは、同年4月17日に気づいた。(甲第24号証)このような物件の提出依頼がなされていることについて、本件処分庁からは何ら通知もなく、たまたまこの日に本件選挙管理委員会のサイトを閲覧して気づいたものであるが、同年3月30日に、「明日の西東京を創る会」からは、回答期限までに回答がなかった旨の報告がなされているのである。

(5) 繰り返しになるが、本件処分庁は、「このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき証拠となる事実はみとめられない。」としているが、「明日の西東京を創る会」が何ら返答をしないことをもって、28,900枚の配布以外に配布はないと認定したということなのだろうか。「明日の西東京を創る会」は、何ら主張していないのであるから、申立人らが主張した通り、全戸に配布されたと認定するべきなのではないだろうか。

東京都選挙管理委員会では、本件につき、再度「明日の西東京を創る会」に問合せ、質問事項に誠実に回答するように求めていただきたい。

(6) また、本件処分庁は、本件選挙において、当選候補者と次点候補者の得票差がわずか1,514票差であったという重要な事実を何ら考慮していないのである。この数字を考慮すれば、「明日の西東京を創る会」が平井候補を西東京市長に当選させない目的をもって、平井候補に関し、虚偽の事項と事実をゆがめた事項を掲載した法定2号ビラの新新聞折込み及びポスティングは、「本件選挙の結果に異動を及ぼす虞」があったと認めざるを得ないはずなのである。

(7) しかるに、本件処分庁は、1,514票差であったことについては何ら言及していない。否、言及しないで済まそうと意図していたとしか考えられず、本件決定は公正なものと認めることはできない。

なお、最高裁昭和39年7月21日第3小法廷判決は、「原審認定の文書図画掲示頒布等に関する違法行為は、選挙人の投票意思決定の自由を阻害し

または自由な判断に基づく投票意思の表明を妨げるほどのものではなく、かつ、それが選挙人全般に影響を及ぼすほど広範囲にわたって行なわれたことも証明されていない。さらに、これに本件選挙における当落得票差七万余票に及ぶ事実を考慮すれば、到底かかる違法によって選挙の結果に著しく疑惑を生じ、選挙の自由公正が失われたものとすることはできない」として、選挙のやり直しを認めなかったものではあるが、行為の違法性については認定した上で、得票差にも言及しているのである。

最高裁昭和39年7月21日判決に照らしても、本件処分庁の本件決定は、違法な文書の頒布行為により本件選挙の結果に著しく疑惑を生じ、本件選挙の自由公正が失われたものであったかの認定をすべき役割を微塵も果たそうとしていないことは明らかである。

3-4 本件処分庁による明文規定の違反について

(1) 本件処分庁は、「選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反すること」について、「確認団体のビラについては、特定候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項の記載の禁止(略)といった形式的な事項については規制されている」とし、「本件ビラが法の定めるビラの形式的要件を満たしている以上、適法」と述べている。

しかしながら、すでに、3-1(2)及び(3)で指摘したように、法定ビラが候補者の氏名を表記しないことについては、外見上遵守しているように見えるとはいえ、候補者の氏名が類推され、明らかに特定できるような事項にかかる情報を記載した行為についてはどのように考えるべきであろうか。本件処分庁がなした形式的判断(決定)に対する東京都選挙管理委員会による再評価を問うものである。

(2) 本件処分庁は、「明るい西東京を創る会」が作成した法定1号ビラに大書された「前副市長」は池澤たかし候補を、また、同会作成の法定2号ビラに大書された「逗子での失敗」が、平井竜一候補の失敗であると、西東京市の選挙人が思わなかったとでも主張するつもりなのであろうか。およそ、本件処分庁は、これらの記載に対する法的判断、すなわち、「本件選挙の結果に異動を及ぼす虞」の有無にかかる管理責任を懈怠したと言わなければならない。

(3) 本件処分庁は、管理責任を全うし、「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」という文言が、明らかに平井竜一候補を顕名し特定するとして、法定2号ビラの発行と配布を禁止すべきであった。あるいは、「前市長」と記載された法定1号ビラについても、「明るい西東京を創る会」独自の主張としての表現に改めて、「前副市長」などと掲載することを認めるべきではなかった。

(4) ちなみに、佐賀地裁武雄支部昭和49年2月21日決定は、政治活動用のビラの配布の禁止を求める仮処分申請を認めている。もっとも、この仮処分の対象となったビラは選挙戦の最初から配布を開始されたので、仮処分

により禁止することができたのであるが、本件においては、選挙戦終盤に配布されたことから、「本件選挙の結果に異動を及ぼす虞」のある低俗なビラでありながら、その配布の禁止を求める仮処分の申立てをなす期間がなかったのである。

3-5 選挙管理委員会について

(1) 選挙管理委員会については、地方自治法第182条にその規定があり、「選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。」とある。

(2) 本件処分庁においては、委員長に鈴木久幸氏、委員長職務代理者に佐々木順一氏、委員に中江滋秀氏と仁木孝之氏が選出され、令和3年3月9日からその任にあるが、本件異議の申出にあたり、委員長である鈴木久幸氏は利害関係人として、本件に関する事項からは外れており、残り3名の委員で本件決定は行われた。

(3) ところで、本件決定において、その理由中、第1の冒頭にある「当委員会」は、地方自治法第182条の選挙管理委員会を指し示すが、3頁下から10行目及び下から8行目にある「当委員会」は事務職員を含む選挙管理の任にある機関を指し示しており、本来、選挙管理事務について俯瞰して判断すべき、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する選挙管理委員会委員と、事務職員を含む機関との混同が伺えるのである。

(4) そして、本件決定書においては、自分の地位や職責についての自覚が乏しい者が、本来選挙の公正に資する判断をなすべきなのに、事務職員のミスの有無の確認だけで、自ら安堵するがごとき態度に終始しているのである。本件決定書は、職務上当然に有すべき見識を有しないままに作成された文章と考えざるを得ない。

(5) 申立人らは、それぞれ手分けして、本件選挙管理委員会の会議の傍聴も行っているが、各委員が申立人らにより提出された書面を熟読しているとは到底考えられず、職員の説明を、ただ黙って聞いているか、質問があったとしても、その場で思いついた感想を述べているに過ぎないのである。たとえば、その質問は、法定2号ビラの届け出について、事務手続きにミスがないと聞いて安堵するといったたぐいである。確かにこのような委員であれば、それに代わって書かれた決定書が、選挙の公正から離れて、事務手続きのミスの有無の確認に終始しても、致し方ないのかもしれない。

(6) しかしながら、本件処分庁は西東京市のWEBサイトでも公表されている通り、西東京市明るい選挙推進委員と協力して明るい選挙の推進運動を行っているのである。下記に、WEBサイトの文言を引用する。

- 選挙違反のない選挙を行うこと。
- 有権者が投票に参加すること。
- 有権者が常日頃から政治と選挙に関心をもち、候補者の人物や

政見、政党の政策などを見る眼を養うこと。

この目的に基づき（＝略＝）選挙が公正かつ適正に行われ、一人一人の意思が政治に正しく反映されるように明るい選挙を推進し、選挙啓発の活動を行っています。（甲第25号証）

（7）このように、本件選挙管理委員会は、西東京市の選挙の公正を守らなければならない立場にありながら、多くの市民感情を傷つけ、選挙の公正を害し、西東京市の品位を貶め、市議会を長期にわたって紛糾させている大きな問題に対し、ことさらに矮小化して恥じていないのである。本件処分庁は選挙のやり直しを認めるべきか否かについて真摯に検討するのではなく、ことなかれ主義に徹することに決めこんでいるのである。その姿は、地方自治法第182条第1項が要求しているような人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する人物からはほど遠いと断ぜざるを得ない。

（8）本件処分庁である西東京市選挙管理委員会が、公職選挙法の理念と趣旨に基づき誠実に実現するだけの能力を持ち合わせているとは到底考えられず、本件決定が真摯になされたものではないのであり、法定ビラの配布は、「本件選挙の結果に異動を及ぼす虞」ある場合に該当する違法があるから、本件決定は取り消されなければならない。

3-6 本件処分庁が「明日の西東京を創る会」を刑事告発する必要があったこと

（1）「明日の西東京を創る会」が作成した法定2号ビラは、「当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し（略）事実をゆがめて公にした」（法第235条第2項）ものであり、明らかに違法である。なお、違法性については、本件処分庁に提出した「異議申し立て補充書（1）― 法定ビラ第2号の違法性について ―」で詳述した。

（2）刑事訴訟法第239条第1項で、「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。」とし、同条第2項で、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」としている。ところが、申立人らは、本件処分庁に対して、書面により刑事告発を促したものの、実際に告発を行った形跡がない。

（3）本件決定が記載するように、「選挙人、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反」については、原則として、法第205条第1項の「選挙の規定に違反することがあるとき」には該当しないと主張するのであれば、引用されている判例にあるとおり、「かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の順守を期待している」（最高裁昭和61年2月18日第3小法廷判決）。とすれば、選挙管理委員としての職責を果たすためには、刑事訴訟法の規定に基づき、公吏として、告発をしなければならないはずである。この義務も果たせないというのであれば、本件処分庁は、もはやその存在する理由も価値もないと言うほかはない。

3-7 本件選挙結果を無効にすべきこと

(1) 審査申立人らは、本件法定2号ビラにつき、犯罪の構成要件該当性があると思料しているのはもちろんではあるが、本件は、例外的に、この違反行為により「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合」に該当するであり、選挙の自由公正が失われたものとして、選挙を無効にしなければならないと考える。

(2) すなわち、本件選挙においては、当選人と次点者の票差はわずか1,514票である。本件違法行為がなければ、投票結果が覆る可能性は大いにあった。すなわち、その半分の757名の選挙人が池澤候補ではなく平井候補に投票する、あるいは、このようなビラが撒かれるような選挙であることに呆れて選挙に行くのをやめてしまった選挙人が投票所に足を運ぶなどするならば、法第205条第1項について、「選挙の結果に異動を及ぼす虞」が存在したと判断できるからである。

最高裁昭和29年9月24日第2小法廷判決は、「法第205条所定の(略)「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、その違反がなかつたならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうものと解すべきである。」としており、また、東京高裁昭和45年7月20日判決は、「虚偽事項の公表は、買収行為や選挙の自由妨害などとともに、選挙人をしてその公正な判断を誤らせる因となるものであつて、選挙の自由公正を害するところ大なるものがある」と判示しているのである。

なお、選挙の結果に異動を及ぼした虞については、本件処分庁に提出した「異議申し立て補充書(2) — 選挙の結果に異動を及ぼしたことについて —」で詳述した。

(3) 仮に、選挙にかかる金銭が惜しいというのであれば、令和3年2月7日に執行された本件選挙こそが無駄であったと言うべきである。本件選挙はフェアプレーの精神を穢し、市民を分断したと言わざるを得ない。市議会の答弁で、池澤市長は、自公候補と、立憲野党の統一候補との対立を分断の予兆であるごとく答弁していたが、互いに政策を競い合い、選挙人がよりよい政策を選んだと納得できる選挙であったならば、市長選挙において平井候補を応援していた選挙人としても、西東京市民は来る4年間の池澤市政に期待を持つことができたであろう。しかし、本件選挙では、浅ましいネガティブキャンペーンによる虚偽事項の公表により選挙の自由が妨害されたのである。その結果、得られた市長の座は、盗品であるともいいうる。申立人らをはじめとする選挙人にとって、この選挙結果を向こう4年間耐え忍ぶことは苦痛以外の何物でもないのである。

(4) よって、申立人らは、貴選挙管理委員会に対し、本件選挙結果の無効の裁決を求めるものである。

以 上